

○越谷市住民投票の実施の請求に関する規則

平成21年11月30日

規則第56号

改正 平成23年9月28日規則第46号

改正 令和3年11月10日規則第69号

(趣旨)

第1条 この規則は、越谷市自治基本条例（平成21年条例第20号。以下「条例」という。）第27条の規定により行う住民投票の実施の請求（以下「住民投票実施請求」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求資格者)

第2条 条例第27条第1項の別に規則で定めるものとは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において越谷市の選挙人名簿に登録されている者（以下「請求資格者」という。）をいう。

(住民投票実施請求代表者の資格)

第3条 請求資格者のうち次の各号のいずれかに該当するものは、条例第27条第1項に規定する代表者（以下「住民投票実施請求代表者」という。）となることができない。

- (1) 公職選挙法第27条第1項の規定により越谷市の選挙人名簿に同項の表示をされている者
- (2) 前条の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により越谷市の選挙人名簿から抹消された者
- (3) 選挙管理委員会の委員又は職員である者

(請求に必要な署名数の告示等)

第4条 市長は、住民投票実施請求代表者から次条第1項の規定による住民投票実施請求代表者証明書の交付申請があったときは、請求資格者の

総数の50分の1の数（その数に1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。以下同じ。）を、直ちに告示しなければならない。

- 2 市長は、毎年12月1日現在における請求資格者の総数の50分の1の数を、同月の10日までに告示しなければならない。

（請求の手續）

第5条 住民投票実施請求代表者は、その請求の要旨（1,000字以内）その他必要な事項を記載した住民投票実施請求書（第1号様式）及び条例案を添え、市長に対し、住民投票実施請求代表者証明書交付申請書（第2号様式）により住民投票実施請求代表者証明書（第3号様式）の交付を申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、直ちに当該申請をした住民投票実施請求代表者が請求資格者であり、かつ、第3条各号のいずれにも該当しない者であるかどうかを確認し、確認できたときは、当該住民投票実施請求代表者に前項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

- 3 住民投票実施請求代表者は、住民投票実施請求者署名簿（第4号様式）に住民投票実施請求書又はその写し、住民投票実施請求代表者証明書又はその写し及び条例案を付して、請求資格者に対し、署名（盲人が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。）を求めなければならない。

- 4 住民投票実施請求代表者は、請求資格者に委任して、前項の規定により署名を求めることができる。この場合において、委任を受けた者（以下「受任者」という。）は、住民投票実施請求書又はその写し、住民投票実施請求代表者証明書又はその写し及び条例案並びに次項に規定する住民投票実施請求署名収集委任状を付した住民投票実施請求者署名簿を用いなければならない。

- 5 住民投票実施請求代表者は、前項の規定により署名を求めるための委

任をしたときは、受任者に対し、住民投票実施請求署名収集委任状（第5号様式）を交付するとともに、直ちに署名収集委任届出書（第6号様式）を市長に届け出なければならない。

- 6 第3項及び第4項の署名は、第2項の規定による告示があった日から1箇月以内でなければこれを求めることができない。ただし、条例第27条第3項の規定によりその例によるとされた地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条第7項の規定により署名を求めることができないこととなったときは、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなった期間を除き、第2項の規定による告示があった日から31日以内とする。
- 7 住民投票実施請求者署名簿に署名した者の数が第4条第1項の規定により告示された請求資格者の総数の50分の1の数以上となったときは、住民投票実施請求代表者は、前項の規定による期間満了の日の翌日から5日以内に、住民投票実施請求者署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの）を市長に提出しなければならない。
- 8 住民投票実施請求代表者は、条例第27条第3項の規定によりその例によるとされた法第74条の2第6項の規定により住民投票実施請求者署名簿の返付を受けた日から5日以内に、市長に対し、住民投票実施請求書に住民投票実施請求者署名簿、住民投票実施請求署名収集証明書（第7号様式）及び条例案を添えて住民投票実施請求を行わなければならない。

（選挙管理委員会への事務の委任）

第6条 条例第27条第3項の規定によりその例によるとされた法第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項並びに前条第7項の規定による事務は、選挙管理委員会に委任する。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 1 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 3 年規則第 4 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 6 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

住民投票実施請求書

1 住民投票実施請求の要旨(1,000字以内)

2 住民投票実施請求代表者

住 所

職 業

氏 名

上記のとおり越谷市自治基本条例第27条第1項の規定により、別紙条例案を添えて住民投票の実施を請求します。

年 月 日

越谷市長

宛

備考

- 1 本請求書又はその写しは、住民投票実施請求者署名簿ごとにつづり込むものとする
こと。
- 2 氏名は自署(盲人が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載する
ことを含む。)すること。

第2号様式(第5条関係)

住民投票実施請求代表者証明書交付申請書

年 月 日

越谷市長

宛

住民投票実施請求代表者

氏 名

越谷市住民投票の実施の請求に関する規則第5条第1項の規定により、別紙住民投票実施請求書を添え、住民投票実施請求代表者証明書の交付を申請します。

第3号様式(第5条関係)

住民投票実施請求代表者証明書

住 所

氏 名

上記の者は、住民投票実施請求代表者であることを証明する。

年 月 日

越谷市長

印

備考

本証明書又はその写しは、住民投票実施請求者署名簿ごとにつづり込むものとする。

第4号様式（第5条関係）

住民投票実施請求者署名簿

（表紙）

年 月 日 住民投票実施請求者署名簿 （第 号）
--

有効 無効	番 号	署 名 年 月 日	住 所	生 年 月 日	氏 名	代筆をした場合（地方自治法第74条第8項及び第9項の例に該当する場合のみ代筆を行うことができます。）			備 考
						代筆者の 住 所	代筆者の 生 年 月 日	代筆者の 氏 名	

備考

- 1 本署名簿を2冊以上作成したときは、各署名簿に通ずる一連番号を付さなければならない。
- 2 住民投票実施請求書又はその写し及び住民投票実施請求代表者証明書又はその写し並びに委任する場合にあっては住民投票実施請求署名収集委任状は、これを表紙の次につづり込むものとする。
- 3 越谷市自治基本条例第27条第3項の規定によりその例によるとされた地方自治法第74条の2第5項の規定による証明の修正をする場合においては、その修正が異議の決定に基づく旨並びに異議の申出人の氏名及び異議の決定の年月日を当該署名の備考欄に記入すること。

第5号様式(第5条関係)

住民投票実施請求署名収集委任状

受任者の氏名

住 所

上記の者に対して、住民投票実施請求者署名簿に住民投票実施請求のための署名を求め
ることを委任する。

年 月 日

住民投票実施請求代表者

氏 名

備考

住民投票実施請求代表者が2人以上あるときは、すべての住民投票実施請求代表者の氏名
を記載すること。

第6号様式(第5条関係)

署名収集委任届出書

受任者
住 所
生年月日
委任の年月日

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

住民投票実施請求代表者
氏 名

越谷市長 宛

備考

住民投票実施請求代表者が2人以上あるときは、すべての住民投票実施請求代表者の氏名を記載すること。

第7号様式(第5条関係)

住民投票実施請求署名収集証明書

住民投票実施請求書に添えて提出する住民投票実施請求者署名簿には、越谷市住民投票の実施の請求に関する規則第4条第1項の規定により、 年 月 日付けで告示された請求資格者の総数の50分の1(人)により有効署名があることを証明します。

年 月 日

住民投票実施請求代表者

氏 名

第 1 号様式 (第 5 条関係)

第 2 号様式 (第 5 条関係)

第 3 号様式 (第 5 条関係)

第 4 号様式 (第 5 条関係)

第 5 号様式 (第 5 条関係)

第 6 号様式 (第 5 条関係)

第 7 号様式 (第 5 条関係)